

## 笠間市子ども・子育て支援事業計画の概要について

市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、5 年を 1 期とした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等の計画の策定が定められています。

現計画である第 2 期笠間市子ども・子育て支援事業計画は令和 6 年度に終了することから今後、第 3 期計画（令和 7 年度～令和 11 年度）を策定します。

### 1 第 2 期笠間市子ども・子育て支援事業計画について

#### (1) 第 2 期の計画期間

令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）

#### (2) 基本理念

「地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市」

#### (3) 計画の内容

##### ア 教育・保育の量の見込みと提供体制

幼稚園、保育所（園）、認定こども園などの今後の利用想定人数を見込み、それに見合う提供体制を確保する計画となっており、特に、3 歳未満児の保育提供体制の確保に努めています。

##### イ 地域子ども・子育て支援事業（13 事業）の提供体制

地域資源の活用、市民同士の支え合い、関係機関との連携を基盤に事業の充実を図ります。

##### ①利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子育て世代包括支援センター「みらい」において、妊娠中から子育て期の親を対象に相談業務を実施し、必要な方には継続して支援を行います。産前 8 か月頃に全妊婦にアンケートを実施し、必要に応じて保健師等が面談を行っています。産後には全産婦へ電話支援を行い、産後早期の家庭訪問等で子育ての悩みに応じた支援を行っています。子育て支援センター（3 か所）に月に 1 度出張し、利用者からの相談にも応じています。

##### ②時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

##### ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の教室、小学校敷地内専用施設、民間設置施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

○実施施設数 公設民営 11 施設、民設民営 8 施設

#### ④子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）を、県内にある乳児院（3 施設）、児童養護施設（5 施設）、ファミリーホーム（2 施設）に委託し実施しております。

#### ⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

市の保健師等がすべての乳児を対象に実施しています。

#### ⑥養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、担当職員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

#### ※要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもや、さまざまな問題を抱えている保護や支援が必要な児童、またはその保護者等を早期に発見し、適切な保護を図るために、地域の関係機関が情報を共有し、連携と協力により適切な支援を行うための機関です。

#### ⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

○各地区の子育て支援センター

笠間地区・・・子育て支援センターみつばち（かさまこども園内）

友部地区・・・子育て支援センターかんがるー（笠間市児童館内）

岩間地区・・・子育て支援センターくりのこ（市民センターいわま内）

#### ⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所（園）等において、一時的に預かり、必要な保

護を行う事業です。

#### ⑨病児保育事業

病児保育は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。平成30年4月に地域医療センターかさま病児保育室を開設し、病児保育を実施しています。また、病後児保育・体調不良児保育を10施設で実施しています。

(※1) 病児：病気の治療中にあり、回復期には至らないが症状が安定していて入院治療の必要はないと医師が判断した児童

(※2) 病後児：病気の回復期にあり、症状は軽度であるが安静の確保に配慮する必要があると医師が判断した児童

(※3) 体調不良児：保育中に微熱を出す等の体調不良となった在園児を、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応が必要な児童

#### ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### ⑪妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中から産後の適時に必要に応じた医学的検査を行い、必要に応じて事後指導をする事業です。

#### ⑫実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### ウ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

#### ①幼稚園及び保育所（園）の認定こども園への移行促進・普及

・認定こども園への移行に必要な支援に努め、認定こども園の普及を図ります。

#### ②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

・子どもの育ちを支援する幼稚園教諭、保育士等の専門性向上に向けた研修の実施、施設・設備等の充実、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）等と小学校との交流・連携の推進を図ります。

③育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

- ・計画的な教育・保育施設の提供体制の確保に努めます。

④子どものための施設等利用給付の円滑な実施

- ・幼児教育、保育無償化の一環として、幼児教育・保育無償化対象の認定を受けた3歳以上の児童が利用した認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターに係る施設等利用費を補助します。

**エ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援**

①子どもを支えるためのひとり親家庭の自立支援の充実

- ・児童扶養手当事業、就学援助費の支給、高等職業訓練促進費等

②社会的支援を要する子どもへの支援

- ・相談窓口のワンストップ化推進、児童発達支援事業の実施、保育施設等巡回相談等

③児童虐待防止対策の充実

- ・幼稚園、保育園、認定こども園、学校、病院等との連携等

**オ 子育てと仕事の両立支援**

①子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及

- ・男女が働きやすい環境づくりのための広報、情報提供、フォーラム等の開催等

②子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための基盤整備

- ・教育・保育施設の整備等

**(4) 計画の点検・評価・改善（PDCA サイクル）**

本計画は、学識経験者、子育て支援関係団体、教育関係者、保育関係者、子どもの保護者等で構成する「笠間市子ども・子育て会議」で、計画の進捗状況や市民のニーズの変化等を確認し評価を行います。

**2 第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画の策定について**

**(1) 計画期間**

令和7年度～令和11年度（5年間）

**(2) 計画の内容（案）**

第2期計画の事業に、子どもの貧困対策に関する施策、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業（子ども居場所拠点運営事業）、親子関係形成支援事業、こども誰でも通園事業を追加予定